

豊中市上下水道局物品等指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、豊中市上下水道局が発注する物品の購入、印刷の発注、物品の修繕、電算データ入力業務委託及び製造の請負（以下「物品等」という。）に係る指名競争入札に参加させようとする有資格業者（以下「業者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

(業者指名)

第2条 物品等を指名競争入札に付そうとするときは、発注予定業種及び発注予定金額等を勘案し、当該指名競争入札に参加させる業者を指名しなければならない。

(指名の留意事項)

第3条 業者の指名に際しては、次の各号に掲げる事項に留意し、総合的に行うものとする。

(1) 発注予定物品等に対する営業許可又は認可等の内容

発注予定物品等の種類に応じた営業許可又は認可等について総合的に勘案すること。

(2) 指名及び受注の状況

ア 当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案し、指名が特定の者に偏しないようにすること。

イ 豊中市上下水道局が過去に発注した同種・類似の物品等の指名、受注状況及び実績を総合的に勘案すること。

ウ 物品等の種類及び規模に応じ、豊中市上下水道局が指定した物品等において、受注機会の公正性を勘案して連続した受注、重複した受注を制限するための措置を行なうことができるものとする。

(3) 発注予定物品等に対する技術的適性等

ア 発注予定物品等の種類に応じ、当該契約を履行するに必要な専門職員を有すること。

イ 発注予定物品等について、同種・類似の履行実績があること。

(4) 発注予定物品等に対する地理的条件

本店又は支店等の所在地及び市域での実績等からみて、市域における物品等

の履行特性に精通し、種類及び規模等に応じて発注物品等を確実に円滑に履行できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

(指名の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中である場合。
- (2) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外期間中である場合。
- (3) 豊中市上下水道局が既に発注した物品等に関し、契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから、業者として不相当であると認められる場合。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合。

(指名の取消)

第5条 指名の後、入札までに前条の規定に該当することが明らかとなった場合、又はこれらの事由が生じた場合には、すでに通知した指名を取り消すことができる。

(指名業者数)

第6条 指名する業者の数は、契約予定金額に応じて別表に掲げる業者数とする。ただし、物品等の発注予定内容が高度又は専門的な技術を要する場合その他特別な事情により必要な業者数を指名できない場合にあつては、この限りでない。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

別 表

契約予定金額	指名業者数
500万円未満	4者以上
500万円以上 2,000万円未満	6者以上
2,000万円以上	8者以上